

○田川地区清掃施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する  
条例

令和2年3月27日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）  
第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及  
び第204条第3項の規定に基づき、田川地区清掃施設組合（以下「組合」という。）  
の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例による給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員にあって  
は報酬及び期末手当とし、法第22条の2第1項第2号に規定する職員にあっては給  
料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日  
勤務手当及び期末手当とする。

(給与、費用弁償及び旅費の支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、組合の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅  
費の支給方法については、田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する  
条例（令和元年条例第17号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。